

「建築物に附置すべき駐車施設に関する条例施行規則」の運用基準について

(目的)

第1条 この運用基準は、建築物に附置すべき駐車施設に関する条例施行規則(昭和42年規則第43号。以下「施行規則」という。)の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(附置の特例の承認基準)

第2条 施行規則第5条第1項第1号に規定する駐車施設を設けることが著しく困難な場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 前面道路の幅員が狭小等、歩行者又は自動車の通行の安全上の理由から、自動車の出入口を設けることが適当でない場合
- (2) 当該建築物の敷地の間口・面積等が狭小等、形状により駐車施設を設けることが著しく困難な場合

2 施行規則第5条第1項第2号に規定する地域のまちづくり又は都市景観の形成に資する場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 建築物の敷地が、下記の①から⑤までに掲げるいずれかの区域又は地域において駐車施設の出入口の設置を避ける旨の基準が定められた道路に接し、かつ、下記の法及び条例等の趣旨に適合すると認められる場合

- ①都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4に規定する地区計画等の区域
- ②神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例(昭和56年条例第35条)第9条に規定するまちづくり協定の区域
- ③建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条に規定する建築協定の区域
- ④景観法(平成16年法律第110号)第8条に規定する景観計画の区域
- ⑤神戸市都市景観条例(昭和53年条例第59条)第10条に規定する都市景観形成地域、又は同条例第31条の2に規定する景観形成市民協定の区域

- (2) 計画的なまちづくりを行う下記の①から②の地区において、地区内又は地区から350m以内に駐車施設が集約して計画され設置される場合

- ①都市再開発法(昭和44年法律38号)第2条に規定する市街地再開発事業の施行地区
- ②土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条に規定する土地区画整理事業の施行地区

(公共交通利用促進措置)

第3条 施行規則第7条第1項第1号に規定する市長が指定する地区は、市が定める駐車場整備地区のうち、中央駐車場整備地区とする。

2 施行規則第7条第1項第2号に規定する公共交通機関の利用促進及び自動車の利用の抑制を目的とした措置は、次の表の(あ)項に掲げる措置またはそれに類する措置とし、第7条第2項に規定する公共交通利用促進措置の内容に応じた緩和率は、(い)項に掲げる数値とする。

(あ) 公共交通利用促進措置	(い) 緩和率
従業員のマイカー通勤の規制	20分の1
サイクルシェアリングの導入	20分の1
駅やバス停から建物までの分かりやすいマップを表示・冊子の配布	20分の1
公共交通利用者への割引サービスや特典の付与	20分の1
建物内に公共交通の時刻表の表示・冊子の配布	20分の1
鉄道駅への地下通路等の接続	10分の1
公共交通利用者への運賃の補助	10分の1
不特定多数の方が利用できるカーシェアリングの導入	10分の1
公共交通利用者への商品配送サービス	10分の1
駅やバス停からの送迎バスの実施	10分の1

備考 緩和率とは、条例第4条から第5条まで又は第9条第1項の規定により建築物に附置しなければならない駐車施設の駐車台数に対して減ずることができる駐車台数の割合をいう。

3 前項の公共交通利用促進措置を複数実施する場合は、上限を5分の1として、それぞれの措置に応じた緩和率を加算することができる。

附則

この運用基準は、平成28年2月1日から施行する。